

一般社団法人 日本人間健康栄養協会認定
食事アセスメント専門管理士制度規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 国民の健康の維持・増進や疾病予防、疾病の重症化予防の食事改善を行うには、個々の食習慣を把握する食事アセスメントを実施し、食事改善計画を立案して食事栄養の改善をすることが必須となる。科学的妥当性が担保された食事アセスメントを基に食事改善を実施することが求められている。そこで、生活習慣病や高齢者特有の疾病の栄養に関するガイドラインを理解したうえで、簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）を活用した食事アセスメントの技法・技術を学び、適切な食習慣指導と指導後のアウトカム評価ができる管理栄養士を育成・認定し、食育、特定保健指導、生活習慣病等の栄養指導が効果的・効率的に資することを目的とする。

(名称)

第2条 前条において認定する管理栄養士は、食事アセスメント専門管理士と称する。

第2章 食事アセスメント専門管理士認定委員会

(認定委員会の設置)

第3条 食事アセスメント専門管理士認定制度の運営にあたっては、食事アセスメント専門管理士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設ける。

(認定委員会の業務)

第4条 認定委員会は、食事アセスメント専門管理士の審査、認定、更新業務を行う。

2 認定委員会の構成及び運営については、別に認定委員会細則に定める。

第3章 食事アセスメント専門管理士の認定

(受験資格)

第5条 食事アセスメント専門管理士認定を受験申請する者は、次の各号に定める条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 日本国の管理栄養士免許を有していること。
- (2) 本協会の会員であること。
- (3) 申請前年度と申請年度分の会費を完納していること。
- (4) 本協会が実施する食事アセスメント講座Ⅰ～Ⅵを2年間で修了していること。

(受験申請)

第6条 食事アセスメント専門管理士認定を受験申請する者は、次の書類を認定委員会に提出する。

- (1) 受験申請書（本協会申請書類の所定様式）
- (2) 履歴書（本協会申請書類の所定様式）
- (3) 食事アセスメント講座Ⅵの修了証の写し

(4) 管理栄養士免許証の写し

(5) 食事アセスメント (BDHQ : 簡易型自記式食事歴法質問票) の結果による食習慣指導 2 回 (1 か月 1 回) と指導後の BDHQ の結果をまとめた 2 事例のレポート (本協会の所定様式)

(認定審査)

第 7 条 認定委員会は年一回申請書類およびレポート、試験によって審査を行う。

2 審査料は 30,000 円とする。

3 既納の審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定審査の合否判定)

第 8 条 認定委員会は審査に基づき合否を判定し、本協会理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て受験者本人に合否結果を通知する。

(認定証の交付)

第 9 条 合格者に対して、認定証を交付する。

2 認定料は 20,000 円とする。

3 認定日は認定証の交付日とし、認定期間は 3 年間とする。

第 4 章 食事アセスメント専門管理士の更新認定

(更新の条件)

第 10 条 食事アセスメント専門管理士の更新認定を申請する者は、次の各号に定める条件を満たしていなければならない。

(1) 本協会の会員であり、更新申請年度分までの会費を完納していること。

(2) 認定後 3 年間に、最低限、食事アセスメント講座 II・IV・VI・VI を修了していること。
ただし受講順序は問わない。

(3) 本認定が失効した後に更新申請する者は、申請時から遡って 3 年間に食事アセスメント講座 I～VI 全てを修了していること。ただし、受講順序は問わない。

(4) 新たに、食事アセスメント (BDHQ : 簡易型自記式食事歴法質問票) の結果による食習慣指導を 2 回 (1 か月 1 回) と指導後の BDHQ の結果をまとめた 5 事例のレポート (本協会の所定様式) を提出すること。

(更新申請)

第 11 条 更新を申請する者は、次の書類を認定委員会に提出する。

(1) 更新申請書 (本協会申請書類の所定様式)

(2) 認定後 3 年間に受講した食事アセスメント講座 II・IV・V・VI の修了証の写し

(3) 本認定が失効した後に更新申請する者は、申請時から遡って 3 年間に受講した食事アセスメント講座 I～VI 全ての修了証の写し

(4) 新たに、BDHQ を活用した食事改善の実施レポート 5 事例 (本協会の所定様式)

(更新審査)

第 12 条 認定委員会は更新書類およびレポート、試験によって審査を行う。

2 更新申請料は 30,000 円とする。

3 既納の更新申請料は、いかなる理由があっても返却しない。

(更新審査の合否判定)

第13条 認定委員会は審査に基づき合否を判定し、本協会理事長に報告する。理事長は理事の承認を経て受験者本人に合否結果を通知する。

(認定証の交付)

第14条 合格者に対して、新たな認定証を交付する。

2 更新期間は、前認定期間満了日の翌日から3年間とする。

第5章 食事アセスメント専門管理士の資格の喪失と取消し

(資格の喪失)

第15条 食事アセスメント専門管理士は、次の理由により資格を喪失する。

- (1) 日本国の管理栄養士免許を取り消されたとき
- (2) 食事アセスメント専門管理士を辞退したとき
- (3) 本協会を退会または、会員資格を喪失したとき
- (4) 食事アセスメント専門管理士の認定を更新しないとき

(資格の取消し)

第16条 本協会は、次の理由により認定委員会、理事会の議を経て認定の資格を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (2) 食事アセスメント専門管理士として相応しくない行為があったとき

第6章 制度規約の改廃

第17条 本制度規約の改廃は認定委員会で審議し、本協会理事会の議を経て承認されなければならない。

第7章 補 則

第18条 この規約を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

1 この規約は、平成30年1月20日から施行する。

1. この規約の改定は、令和6年5月26日から施行する。

一般社団法人 日本人間健康栄養協会認定
食事アセスメント専門管理士認定委員会細則

(構成)

- 第1条 認定委員会委員長は、本協会の理事の中から、理事長が指名した者とする。
- 2 認定委員は、本協会から推薦された者で構成する。
 - 3 認定委員会委員長は、委員の中から、認定委員会副委員長を指名することができる。

(運営)

- 第2条 認定委員会委員長は、委員会を掌握し本制度の円滑な運営を図る。
- 2 認定委員会副委員長は、委員長を補佐し、本制度の円滑な運営を図る。
 - 3 認定委員会は、本制度の円滑な運営を図るために必要に応じて作業部会を設置することができる。作業部会及び業務内容等は別に定める。

(招集と開催)

- 第3条 認定委員会委員長は、必要に応じて委員を招集し、委員会を開くことができる。
- 2 認定委員会委員長が議長を務める。
 - 3 認定委員会は、委員数の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 認定委員会の議事は、出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。
 - 5 正当な理由のため、認定委員会を欠席する委員は、予め通知された議案について、議長もしくは他の委員を代理人として決議を委任することができる。委任状をもって予め意思表示をした委員は出席者とみなす。

(開示の方法)

- 第4条 本制度の運営に関する決定事項は、本協会のホームページによって会員に会告する。